

令和3年4月16日
住宅金融支援機構

お客さま等の情報が記載された書類の所在不明について

当機構におきまして、以下の事案が発生いたしましたので、お知らせいたします。

【事案1】 分譲事業者の代表者さま等292名分の情報が含まれる書類が所在不明となった事案

【事案2】 宿舎管理会社の担当者さま若干名及び当機構職員約500名分の情報が含まれると類推される書類が所在不明となった事案

事案1につきましては、誤って文書を廃棄してしまった可能性が高い事案であり、事案2につきましては、文書廃棄後に文書管理に関するシステムへの登録を失念した可能性が高く廃棄記録が確認できないことによる所在不明の事案であることから、いずれも個人情報外部に流出した可能性は極めて低いものと考えております。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。これまでも個人情報の管理に関するマニュアルの整備や職員に対する研修を実施し、個人情報の適切な管理に取り組んでまいりましたが、今回の事態を重く受け止め、全職員に対し、改めて注意喚起を行うとともに、点検活動等を通じ再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】 TEL 03-5800-8019

経営企画部広報グループ 児玉、井田、永田、水野、池森

【事案1】分譲事業者の代表者さま等292名分の情報が含まれる書類が所在不明となった事案

(1) 所在不明となった書類の概要

① 件数等

1冊の文書ファイル（分譲事業者（177事業者）の代表者さま等292名分）

② 該当部署

まちづくり業務部（所在地：東京都文京区後楽）

③ 書類の内容等

書類の内容	含まれるお客さまの情報
旧住宅金融公庫の優良分譲住宅融資等の事業承認申請に当たり、分譲事業者が機構へ提出した誓約書（旧公庫の諸規程等に従って事業を行うこと、適正な販売活動を行うこと等を誓約する書面）	分譲事業者の代表者及び販売担当役員の氏名

(2) 所在不明となった状況

令和3年2月25日、まちづくり業務部において文書廃棄をするために外部書庫に保管している対象文書を取り寄せて確認する中で、お客さまの情報が記載された1冊の文書ファイルについて、文書管理に関するシステムには廃棄の登録がされておらず、所定の場所に保管されていないことが判明しました。

その後、外部保管先及び事務所内を隈なく検索しましたが発見に至らず、廃棄した記録が残されていないことから、紛失したと判断しました。

(3) 外部への漏えいの懸念

これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、他の書類とともに誤って廃棄した可能性が高く、個人情報外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

(4) お客さまへの対応

紛失の対象となった分譲事業者の代表者さま等には、書面を提出いただいた主体である分譲事業者を通じて既に事情をご説明し、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

また、書面を提出いただいた主体である分譲事業者が存続していることが確認できないことにより連絡先を特定できない分譲事業者の代表者さま等に対しては、記者発表及び当機構ホームページによる事案の公表をもって、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

【事案2】 宿舎管理会社の担当者さま若干名及び当機構職員約500名分の情報が含まれると類推される書類が所在不明となった事案

(1) 所在不明となった書類の概要

① 件数等

1冊の文書ファイル（宿舎管理会社の担当者さま若干名、当機構職員約500名分）

※所在不明となった書類は、当機構内の事務処理に関する資料の原本であり、副本は作成していないため、当該書類に記載された個人は特定できませんが、過去の類似の書類から人数を推定しています。

② 該当部署

総務人事部（所在地：東京都文京区後楽）

③ 書類の内容等

書類の内容	含まれる宿舎管理会社の担当者さまの情報
平成22年度の宿舎管理を委託した会社から送付された宿舎管理に関する請求書関係書類	会社名、部署及び氏名

書類の内容	含まれる当機構職員の情報
宿舎使用料を記載した書類	氏名、宿舎名、部屋番号及び職員番号

(2) 所在不明となった状況

令和3年2月17日、総務人事部において保存期限を満了した文書を廃棄するために該当する文書の所在を確認したところ、保存期限は経過しているものの、文書管理に関するシステムには廃棄の登録がされていないお客さまの情報が記載された1冊の文書ファイルが、所在不明であることが判明しました。

その後、事務所内を隈なく検索しましたが発見に至らず、廃棄した記録が残されていないことから、紛失したと判断しました。

(3) 外部への漏えいの懸念

これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、他の書類とともに廃棄した可能性が高く、個人情報外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

(4) 宿舎管理会社の担当者さま及び当機構職員への対応

所在不明となった書類に記載された宿舎管理会社の担当者さま及び当機構職員の特定ができないため、宿舎管理会社の担当者さまに対しては、記者発表及び当機構ホームページによる事案の公表をもって、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。また、当機構職員には事案を説明しています。